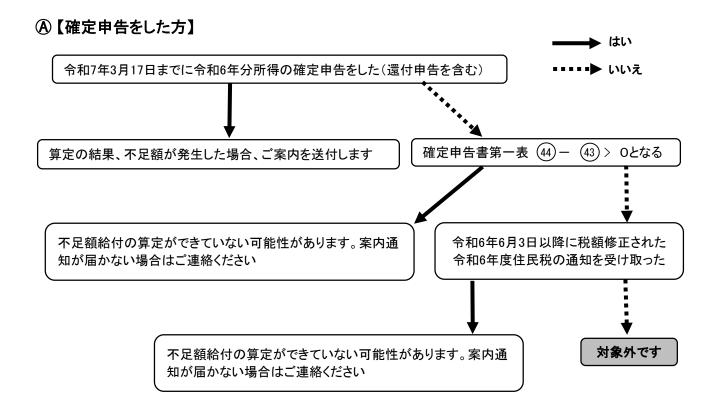


- 令和6年分の所得税額(定額減税前)は令和6年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告の「第一表(43)」の欄を確認ください。
- ② 令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、令和6年6月に雇用主から交付された個人住民税の各種通知書の「税額控除前所得割額」の欄を確認ください。
- ❸ 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)
- ④ 住民税分の定額減税の恩恵(扶養親族分として受けたものを含む)を受けきれない方は1万円分の不足額給付の対象となる可能性があるためお問い合わせください。



[確定申告書第一表の見方]



- (全國) 「再差引所得税額」 = 令和6年分所得税額 (定額減税前)
- (44)「令和6年分特別税額控除」=所得税分定 額減税可能額
- (44) (43) > 0となることで定額減税しきれない額が発生しているか確認できます。

そのうえで、

(44) - (43) (1万円単位で切上げ) - (A) (調整給付金) = 不足額給付額

图【年末調整をした方·公的年金受給の方】

はい

••••**▶** いいえ

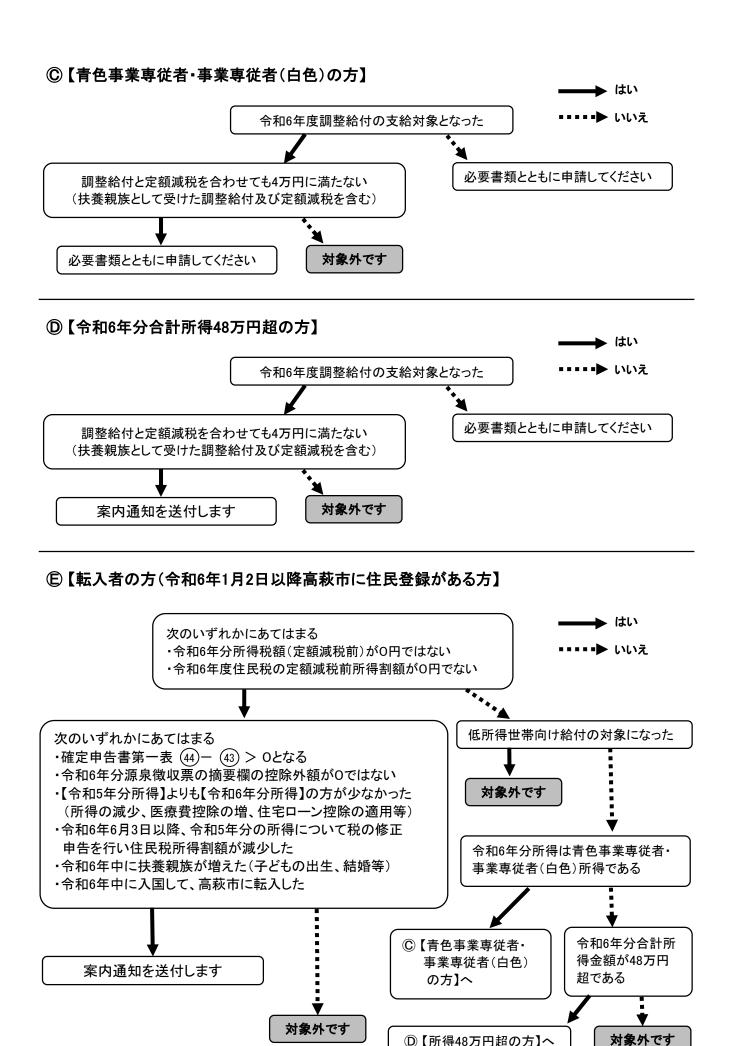
次のいずれかに当てはまる

- ・ 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円でない
- ・【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少なかった(所得の減少、 医療費控除の増、住宅ローン控除の適用等)
- ・令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ・令和6年中に扶養親族が増えた(子どもの出生、結婚等)

算定の結果、不足額が発生した場合、案内通知を送付します

対象外です

~·•



①【所得48万円超の方】へ